

# 長寿医療（後期高齢者医療）制度 加入者の皆さんへ

## 1 保険者証を 更新します。

毎年8月1日は保険証の更新日です。新しい保険証は、7月下旬に、住民票に記載された住所またはあらかじめ届け出している送付先に郵送します。新しい保険証が届いたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。古い保険証は、8月1日以降に郵送などで返還するか、ご自身で裁断するなど、処分してください。

なお、保険証は転送不要扱いで郵送されます。これは、虚偽の転居届を出して郵便物をだまし取るなどの犯罪が発生しているためです。このため、受取人が郵便局に転居届を提出した場合でも転送されません。住民票に記載された住所以外の場所へ送付を希望する場合は、各総合支所市民福祉課にご相談ください。

所得と収入に依りて自己負担割合が異なります

医療費の自己負担割合は、1割負担（現役並み所得者は3割負担）です。

### 【自己負担割合が1割】

〔所得区分 一般・低所得者〕  
▽被保険者全員の平成21年度の市民税課税所得が145万円未満  
▽基準収入額適用申請をして認定された人

### 【自己負担割合が3割】

〔所得区分 現役並み所得者〕  
▽平成21年度市民税課税所得が145万円以上の被保険者および同一世帯の世帯員である被保険者

### 基準収入額適用申請について

3割負担と判定された場合でも、収入額が下記の基準を満たせば1割負担となります。

①同一世帯に被保険者が2人以上

いて、合計収入金額が520万円未満の場合

②同一世帯に被保険者が1人のみで、収入額が383万円未満の場合

③同一世帯の被保険者と70～74歳の人の合計収入額が520万円未満の場合

### その他

※所得区分については、1月から7月までは前々年度の所得や収入、8月から12月までは前年度の所得や収入で判定します。

※所得に応じて、自己負担割合や自己負担限度額が異なりますので毎年所得の申告が必要です。

※8月1日以降で、所得額や世帯判定対象者の構成に変更があった場合は、随時、一部負担金の見直しを行い、新しい保険証を交付します。その際は、古い保険証は使用せず、速やかに市へ返還してください。

## 2 減額認定証を 更新します。

保険証と合わせ、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も更新します。すでに減額認定証をお持ちの市民税非課税世帯の被保険者で、引き続き交付対象となる人には、広域連合から7月下旬に新しい減額認定証が郵送されます。送付方法は、保険証と同様に転送不要扱いとなりますのでご注意ください。

### 入院の際は認定証の申請を

長寿医療（後期高齢医療）制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。入院の時、減額認定証を医療機関に提示する



## 3 障害認定が 受けられます。

長寿医療（後期高齢者医療）制度では、一定の障害がある人は、申請により65歳から加入することができます。

### 障害認定の要件は

- 次のいずれかに該当する人
- (1) 身体障害者障害程度等級表の1級から3級に該当する人
  - (2) 同表4級の音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害に該当する人
  - (3) 同表4級で、次に該当する人
    - ・下肢障害の1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
    - ・下肢障害の3号（1下肢を<sup>かたい</sup>下腿の2分の1以上で欠くもの）
    - ・下肢障害の4号（1下肢の機能の著しい障害）
  - (4) 精神保健福祉手帳1級・2級、愛護手帳Aに該当する人
  - (5) 障害年金1・2級の受給者

■相談または申請に必要なもの

- ・障害者手帳・障害年金証書など（障害の程度を証明するもの）
- ・印鑑

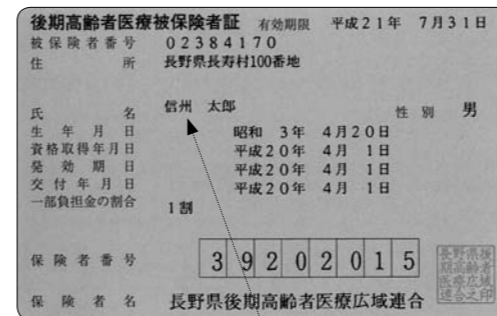
### 適用区分とは

【区分Ⅰ】 世帯全員が住民税非課税

で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いた時、0円となる人

【区分Ⅱ】 世帯員全員が住民税非課税の人（区分Ⅰに該当する人を除く）

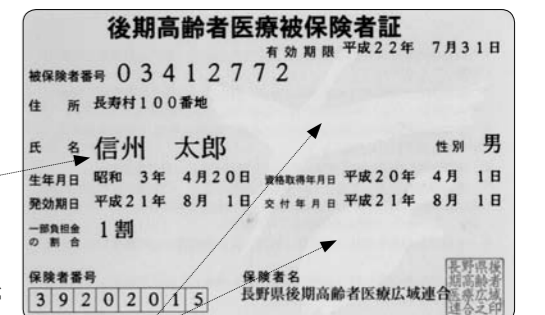
橙色



旧

●橙色から黄色に変わります。

黄色



新

●健康長寿の象徴である鶴と亀の図柄が入ります。

新しい保険証の特徴は

●文字が大きくなります。

### 【申請・問い合わせ先】

長寿医療（後期高齢医療）制度に関する各種申請先・お問い合わせ先は、各総合支所市民福祉課窓口または穂高総合支所内市民課へ  
TEL 82・3131 FAX 82・6622

